

ホームレス支援ニュース

2021年1月発行 第22号

発行：公益社団法人広島県社会福祉士会ホームレス支援委員会（鈴木、江口、米澤編集）

広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館4階

電話 082-254-3019 F A X 082 - 254-3018 E-mail:office@hacsw.jp



新型コロナウイルス感染拡大防止対策渦中における生活困窮者支援No.2

昨年9月発行第21号以降の活動について、概略を紹介します。

くつろぎ入浴サービス

引き続き、感染対策を行いながら、原則毎月第1金曜日、第3土曜日に実施しています。
事情によりガスが止められていて自宅の風呂に入れないうちの臨時利用を受入れました。

よろず相談会

10月には行いましたが、12月は中止としました。

2021年2月28日（日）には済生会病院・済生会呉病院様の参加による健診を行う予定でいます。

シェルター（運営及び居住支援）

管理人及び利用者へ感染対策を徹底し、運営しています。

利用開始の際の面談を行い、入居中や退去後の生活に対して、社会福祉士会としてできる個別支援・居住支援を行っています。（相談、寄付された衣類や生活用品の提供、他機関等への同行支援など）

この経験から、1月30日（土）に「生活困窮者の居住支援を考えるシンポジウム」の開催を企画しました。

おとな食堂

9月から11月は、お弁当配布にて実施しましたが、12月は会場が休館となり使用できなかったため、中止としました。1月は延期して実施の予定です。（16日→31日）

このため、たくさん寄付いただいていたサツマイモを、12月30日（水）の夜回りの際に、大学芋にして提供しました。

役立ち隊

上記「よろず相談会」「おとな食堂」の実施に携わる他、寄付物品の運搬を行いました。今年度の拡充事業として予定していた福祉施設の見学や作業・就労体験は、延期としました。9月14日、県社協主催の地域共生フォーラムにて活動紹介をしました。障害者・高齢者世帯等の片付け・清掃は、11月に1件実施。1月以降に2件を予定しています。

夜回り

「野宿労働者の人権を守る広島夜回りの会」のメンバーとして参加しています。12月からは毎週水曜日の活動になっており、声をかけ続けることの大切さを実感する活動です。

マスクの提供

各方面から寄付いただいた不織布や手作りマスクを、上記の活動場面で提供しました。以前より、「マスクがほしい」という方が多くなっていますので、助かっています！



【連載コラム】 ホームレス目米比較

第3回「2020年コロナ禍における NLCHP の実践」

2020 年は、アメリカに暮らすホームレスの人々にとっても大変厳しい年でした。前回のコラムでもふれたように、ホームレスの人々は、新型コロナウイルスの感染と死亡に関して相対的に高リスクであると言われています。さらに、人種差別的な要因も相まって、ホームレス者は、しばしばポリスパワー（警察権力）の恣意的執行や住民からの暴力の標的にされがちです。このような状況においても、NLCHP（ホームレスと貧困のための全米法律センター）は 2020 年も積極的な権利擁護活動を止めることなく、次に挙げる 10 の功績を 12 月 23 日のニューズレターで示しました。

- ① 「マーティン対ボイシ市」裁判の画期的判決により、単にホームレスであるという理由で人々を犯罪化することを抑止した。
- ② NLCHP が作成した政策提言の多くが、CDC（アメリカ疾病予防管理センター）に採用された。その提言は、コミュニティに対しては、ホームレス者の一掃をやめさせてシェルターへの入居を勧めるよう促し、パートナー（協働者）に対しては、ガイドラインに沿って全国各地のホテルに数千人のホームレス者の宿泊を支援した。
- ③ 大統領候補者に居住の権利を支持するよう働きかけた結果、次期大統領（バイデン氏）および副大統領を含む 5 人が選挙時の政策プランにそれを組み入れた。
- ④ 住居を基本的人権として認めるカリフォルニア州憲法の改正法案（アメリカ初）の提出に寄与した。
- ⑤ 家族ホームレス者や若年単身ホームレス者が、教育、医療、住居、その他の重要な社会資源に対する権利を理解し、主張できるよう支援した。
- ⑥ モンゴメリー市との訴訟を有利に解決し、物乞いをする人々の逮捕や告知を直ちに停止させるよう尽力した。
- ⑦ フロリダ州中部地区連邦地方裁判所は、フロリダ州の道路上の慈善寄付の個別勧誘を禁止するフロリダ州法が違憲であると判示した（訴訟支援）。
- ⑧ ホームレスの犯罪化と闘う 2 千以上の組織と個人に、「ハウジング・ノット・ハンドカフ（手錠でなく住居を）」ネットワークを拡大した。
- ⑨ 新型コロナウイルス・オンライン・セミナーを主催し、全国 5 千を超える協働者をサポートした。
- ⑩ ホームレスの犯罪化をなくすために、150 以上の地方自治体の条例改正に関与した。

アメリカの NLCHP は法律の専門家を中心とする権利擁護団体ですが、前掲のような実践を見ると、日本のホームレス支援者も取り組むべき点は多くあると思います。日本は幸い、アメリカのように地方自治体が条例であからさまに野宿者を排除するような実態はありませんが、代替住居を補

2019 年度本会シェルター利用者の特徴-居住支援が必要 岡崎仁史

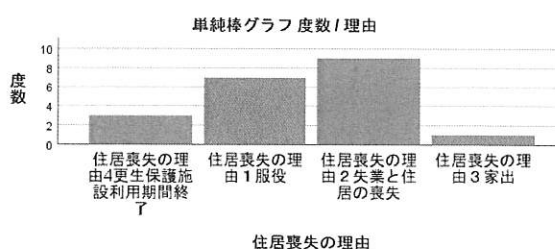
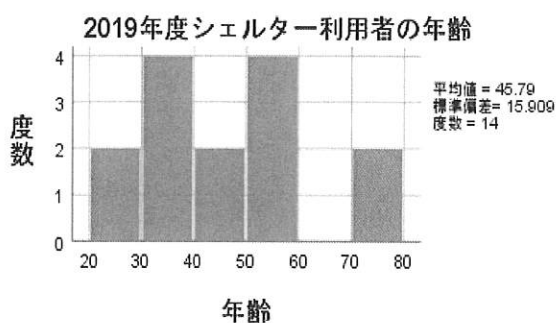
【年齢】 利用者は 14 名で、年齢は 20～60 歳未満の稼働年齢の人が 12 名（86%）、60 歳以上の高齢者が 2 名でした。最小値 23 歳、最大値 77 歳、中央値 43 歳、平均値 45.7 歳、標準偏差値 15.9 でした。IBM・SPSS という統計分析ソフトを使用。

【住居と仕事の喪失】 ①コロナの 1 年前ですが、稼働年齢の失業者が増えて「寮付きの仕事」を解雇されて、収入と住居を同時に失くしています（9 名 64%）。②罪に問われて逮捕されたが不起訴等で地域に帰り、または社会生活基盤を持たない状態で、矯正施設を退所して地域に帰るが、何とか生活保護、生活困窮者支援制度等につながっており、生存権を守る貧困対策が効果的であることが分かります（7 名、50%）。中には生活保護等につながらず、3 日、1 か月、6 か月、1 年間野宿し路上生活の経験の人もいます。ですから、地域に出ていく夜回り、相談会、食事会はとても重要です。

【ほとんど所持金がない】 福祉事務所の生活保護申請の人は 9 名 64%で、生活困窮者自立支援制度のくらしサポートセンター（総合相談）の人は 5 名 36%です。所持金は平均値は 3830 円だが中央値は 80 円であり、中央値が正しく本当にお金を持っていません。サポート体制はやはり福祉事務所およびくらしサポートセンター（総合相談）ですが、我々は元々受託が目的ではなく、居住支援をしてきたのです。

【シェルター退所後の居住支援が必要】 貧困対策では経済的生活基盤の基本はできるが、とてもほとんどの人が社会的経済的政治的文化的次元での標準的な生活水準を満たしているとは言えず、特に家族・知人という社会関係が希薄で支援してくれる人がおらず、社会的に孤立しており、最新情報、DX などとても手が届きません。シェルター利用中に生活保護が決定し、または働いて貯金してアパートに移っても、家具什器費（約 4 万円）だけではこの寒い冬に必要なものは購入できず、不便をしています。ですから、私たちは再び地域住民の物品・お金の寄付、連帯の心を集めて、「誰でも助けが必要な人に、助けられる人が助ける仕組み」を作っていくのです。

【相談支援が必要】 また相談支援が必要です。退所者はこたつ等の生活物品を頂いて、部屋が綺麗になって居住環境が少しずつ整います。同行支援すると、懸案の賃金未払い問題も法テラスを活用し法的な交渉に入り、仕事も臨時採用で行うようになりました。また、「役立ち隊」に参加する人もいます。彼らは「飛ぶ」こともなく（*どこかに行ってしまう行方不明になること）、徐々に地域に定着するのではないかと期待しています。



※次のものを早急に必要としています。※
こたつ・こたつ掛布団・炊飯器・カーテン

自宅でできる寄付ボランティア

生活困窮者・路上生活者等の支援のために寄付をお願いします。

広島県社会福祉士会ホームレス支援委員会

事務局に直接お持ちいただくか、送ってください。ご協力をお願い致します。

なお、お名前の公表の可否、匿名希望なども、事務局に教えて下さると助かります。

必要としている物の例です。

【衣類】 ※新品か洗濯済のもの。

防寒着・ジャンパー、ズボン、長袖シャツ、ベルト、マフラー、手袋、下着（トランクス型）と、靴下は新品のみ。

【食料品】 お米（精米、玄米。古米でも結構です）、缶詰、即席めん（カップ麺）、レトルト食品、日持ちする野菜（かぼちゃ、だいこん、にんじん）、お菓子等。

【生活物品】 タオル、スニーカー（新品）、キャリーバッグ、デイバッグ、帽子（野球帽）、自転車（中古の場合は防犯登録解除済のもの）、毛布、シーツ（掛布団用、敷布団用）等。

【お金】 福祉制度対象外で当座の生活費等が必要な生活困窮者・路上生活者等への貸付・給付をしていますので。

【他の物品】 事務局にご相談いただけると幸いです。

寄付物品等が必要な人の例

①シェルター利用者

着替えを持たずに入居される方が多いです。制度上、使える食費は一日3食で800円。しっかり食べて元気を出してもらうために、食糧の補足が必要です。

②くつろぎ入浴サービス利用者

③「おとな食堂」の食材として

④路上脱却し、住居に移った直後の人

家財道具、生活用品がほとんどありません。生活保護の家具什器費でそろえることができるものは限られています。

⑤ 出所後、地域生活を目指している人

⑥上記の本会ホームレス支援委員会の諸活動で使うほか、生活困窮者支援をしている他の団体にも提供する場合があります。

2020年度の寄付者 （2020年9月1日～12月28日）

あいあいねっと（フードバンク）様、日本キリスト教団広島牛田教様、林様（社会福祉士会）、池田様（社会福祉士会）、河本様（一般）、小池様（一般）

その他（匿名希望等）：法人4件 個人36名 社会福祉士会会員4名

ご寄付を頂きました皆様に心より感謝申し上げます

広島市内で野宿生活をしておられる方へ！ 生活にお困りの方へ！

1 くつろぎ・入浴サービスをご利用ください！

共催 野宿労働者の人権を守る広島夜回りの会、県社会福祉士会、県介護福祉士会、県看護協会広島西支部、広島大学
大学院保健学研究科看護開発科学講座成人看護開発学、ボランティア [協力：県共同募金会、広島市]

日 時	13:00	14:00	15:00	16:00
月 日(金)				
月 日(土)				
